

徳島県告示第三百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年五月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	年 月 日
特定非営利活動法人たんぽぽ	阿南市羽ノ浦町中庄黒松七六番地一・七七番地三	就労支援センターたんぽぽ	阿南市羽ノ浦町中庄黒松七六番地一・七七番地三	就労継続支援B型	令和二年四月一日
社会福祉法人カリヨン	徳島市国府町中字松ノ本二八番一	スタジオれもん	名西郡石井町石井字尼寺一三八二	生活介護	同